

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スリランカ	ルバベヒ二国管放送局番組制作機材整備計画の贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文	ルバベヒ二国管放送局番組制作機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	41,700千円 H25.11.30まで	H23.2.10 コロンボ で (同日)	日本側 高橋邦夫在スリランカ大使 P・B・ジヤヤスントラ財務・計画省次官	H23.3.2 63号
スリランカ	貧困農民支援に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	360,000千円 H24.3.31まで	H23.3.31 コロンボ で (同日)	日本側 高橋邦夫在スリランカ大使 P・B・ジヤヤスントラ財務・計画省次官	H23.4.12 163号
スリランカ	人材育成選挙計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文	人材育成選挙計画を実施するために必要な役務の購入	208,000千円 H28.12.31まで	H23.6.29 コロンボ で (同日)	日本側 高橋邦夫在スリランカ大使 P・B・ジヤヤスントラ財務・計画省次官	H23.7.13 247号
スリランカ	ペンムナイ橋梁建設計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文	ペンムナイ橋梁建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,206,000千円 H28.12.31まで	H23.9.13 コロンボ で (同日)	日本側 高橋邦夫在スリランカ大使 P・B・ジヤヤスントラ財務・計画省次官	H23.9.29 332号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。